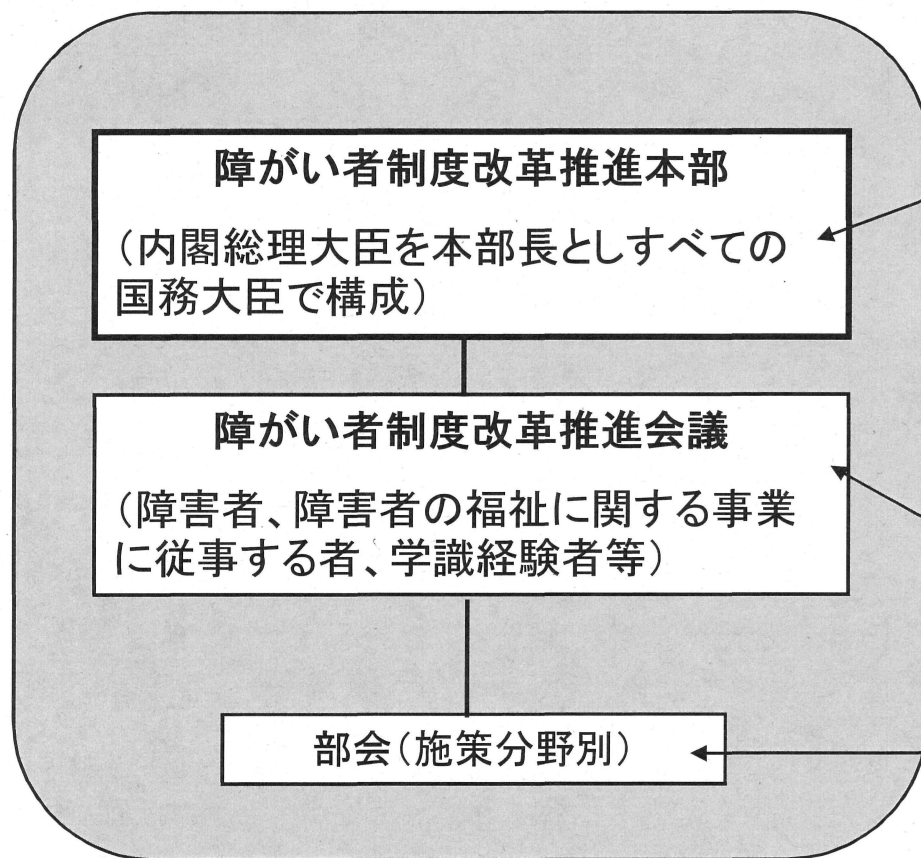


障害者制度改革の推進体制



●障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、H21年12月8日閣議決定により設置。

●当面5年間を障害者制度改革の集中期間と位置付け、

- ・改革推進に関する総合調整
- ・改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進
- ・「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。

●障害者に係る制度の改革を始め、障害者施策の推進に関する事項について意見。

(H22年1月以後14回開催し、6月7日に第一次意見取りまとめ。雇用分野については、第4回、第10回に省庁ヒアリングを実施。その後16回開催。)

必要に応じ、部会を開催。

- ・総合福祉部会をH22年4月に設置。
- ・障害者差別禁止法(仮称)の制定に向け、差別禁止部会をH22年11月に設置し、2回開催。

【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
- ・教育
- ・労働・雇用
- ・障害福祉サービス(総合福祉部会をH22年4月以後開催) 等

* 障害者総合福祉法(仮称)の制定に向け、就労分野について推進会議と総合福祉部会の合同作業チームを5回開催(非公開)。23年4月に報告書をまとめる予定。

障がい者制度改革推進会議の開催経緯等

日程		議題
第1回	1月12日	推進会議の運営について、今後の進め方について
第2回	2月2日	障害者基本法について
第3回	2月15日	障害者自立支援法、総合福祉法(仮称)について、障害者雇用について
第4回	3月1日	雇用について、差別禁止法について、虐待防止法について
第5～7回	3月19日～4月12日	教育、政治参加等について
第8回	4月19日	団体ヒアリング
第9～11回	4月26日～5月17日	省庁等ヒアリング等（厚生労働省ヒアリングは第10回(5月10日)）
第12～14回	5月24日～6月7日	<u>第一次意見の取りまとめ</u>
第15回	6月28日	第一次意見に関する結果報告、今後検討すべき議題とスケジュール 等
	6月29日	【障がい者制度改革推進本部】 「 <u>障害者制度改革の推進のための基本的な方向について</u> 」を閣議決定
第16回	7月12日	有識者ヒアリング(司法アクセス、虐待防止等)、障害のある女性について
第17回	7月26日	意見交換等(文部科学省、教育関係団体)
第18回	8月9日	今後の推進会議の進め方等
第19～29回	9月6日～12月17日	障害者基本法の改正について(<u>第二次意見の取りまとめ</u>) 等
第30回	23年2月14日	障害者基本法の改正について

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(6月29日閣議決定)【概要】

目的・基本的考え方

- 障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)の障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。

障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

基礎的な課題における改革の方向性

(1)地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

- ・障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充
- 実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開
- ・虐待のない社会づくり

(2)障害のとらえ方と諸定義の明確化

障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

(1)障害者基本法の改正と改革の推進体制

- ・障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加
- ・改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置
- ・改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け 等

→第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す

(2)障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

- ・障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

→第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す
これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるように検討

(3)「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

- ・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

→第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行を目指す

工程表

	平成21年12月～平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
横断的課題のスケジュール等	障がい者制度改革推進本部の設置(平成21年12月)	●障害者基本法抜本改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出	●次期障害者基本計画決定(12月目途) ●障害者総合福祉法(仮称)の提出	●障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な他の関係法律の一括整備法案も検討)までの施行	
個別分野における基本的方向と今後の進め方 ※主な事項について記載					
(1)労働及び雇用	・福祉的就労への労働法規の適用の在り方 ・雇用率制度についての検証・検討 ・職場での合理的配慮確保のための方策	(～23年内)		(～24年度内目途) (～24年度内目途)	
(2)教育	・障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向 ・手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策	(～22年度内)		(～24年内目途)	
(3)所得保障	・障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討 ・住宅の確保のための支援の在り方			(～24年内目途) (～24年内)	
(4)医療	・医療費用負担の在り方(応能負担) ・社会的入院を解消するための体制 ・精神障害者の強制入院等の在り方	(～23年内) (～23年内)		(～24年内目途)	
(5)障害児支援	・相談・療育支援体制の改善に向けた方策	(～23年内)			
(6)虐待防止	・虐待防止制度の構築に向けた必要な検討				※各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定
(7)建物利用・交通アクセス	・地方のバリアフリー整備の促進等の方策	(～22年度内目途)			
(8)情報アクセス・コミュニケーション保障	・情報バリアフリー化のための環境整備の在り方 ・障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策			(～24年内)	
(9)政治参加	・選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組 ・投票所のバリア除去等	(～22年度内)			
(10)司法手続	・刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策			(～24年内目途)	
(11)国際協力	・アジア太平洋での障害分野の国際協力への貢献				

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について

(抜粋)

平成22年6月29日
閣議決定

第2 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

3 個別分野における基本的方向と今後の進め方

以下の各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、横断的課題の検討過程や次期障害者基本計画の策定時期等も念頭に置きつつ、改革の工程表としてそれぞれ検討期間を定め、事項ごとに関係府省において検討し、所要の期間内に結論を得た上で、必要な措置を講ずるものとする。

(1)労働及び雇用

- 障害者雇用促進制度における「障害者」の範囲について、就労の困難さに視点を置いて見直すことについて検討し、平成24年度内を目途にその結論を得る。
- 障害者雇用率制度について、雇用の促進と平等な取扱いという視点から、いわゆるダブルカウント制度の有効性について平成22年度内に検証するとともに、精神障害者の雇用義務化を図ることを含め、積極的差別是正措置としてより実効性のある具体的方策を検討し、平成24年度内を目途にその結論を得る。
- いわゆる福祉的就労の在り方について、労働法規の適用と工賃の水準等を含めて、推進会議の意見を踏まえるとともに、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(以下「総合福祉部会」という。)における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。
- 国及び地方公共団体における物品、役務等の調達に関し、適正で効率的な調達の実施という現行制度の考え方の下で、障害者就労施設等に対する発注拡大に努めることとし、調達に際しての評価の在り方等の面から、障害者の雇用・就業の促進に資する具体的方策について必要な検討を行う。
- 労働・雇用分野における障害を理由とする差別の禁止、職場における合理的配慮の提供を確保するための措置、これらに関する労使間の紛争解決手続の整備等の具体的方策について検討を行い、平成24年度内を目途にその結論を得る。
- 障害者に対する通勤支援、身体介助、職場介助、コミュニケーション支援、ジョブコーチ等の職場における支援の在り方について、平成23年内を目途に得られる総合福祉部会の検討結果等を踏まえ、必要な措置を講ずる。

背景・経緯

障害者制度改革の推進のための第二次意見(平成22年12月17日障がい者制度改革推進会議)【概要】(※基本法改正関係部分)

・障がい者制度改革推進本部の下で、障がい者制度改革推進会議を開催・・・平成22年1月から計29回にわたり精力的な審議
・「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」(第一次意見)(平成22年6月)の[第二次意見に基づき、障害者基本法の改正に関する法律案を平成23年の常会に提出すべき]との方針に沿うもの

障害者基本法改正の趣旨・目的

- ・個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築
- ・障害概念を社会モデルへ転換、基本的人権を確認
- ・施策の実施状況を監視する機関の創設

総則関係

1)目的

- ・障害の有無にかかわらず個性と人格を尊重する社会の実現

2)定義

- ・「社会モデル」の考え方を踏まえた障害の定義の見直し

3)基本理念

- ・基本的人権の享有主体として、尊厳にふさわしい生活を保障される権利
- ・権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」の確認
- ・必要な支援を受けた自己決定に基づく社会参加の権利の確認
- ・手話等の言語の使用及びコミュニケーション手段の利用(権利条約における「表現及び意見の自由についての権利」の確認)

4)差別の禁止

- ・権利条約を踏まえた障害に基づく差別に係る規定の見直し
- ・差別及びその防止に関する事例の収集、整理及び提供

5)障害のある女性

- ・複合的な困難を経験している障害のある女性が置かれた状況に配慮

6)障害のある子ども

- ・障害のない子どもと等しく「意見表明権」を含む人権が認められ、地域社会において本人やその保護者等への必要な支援の提供

7)国及び地方公共団体の責務

- ・地域生活と社会参加に必要な支援、障害に基づく差別の防止

8)国民の理解・責務

- ・障害のない人と等しく有する障害者の権利に関する理解を深めること
- ・障害の有無にかかわらず、相互に権利を尊重
- ・事業者等は、障害者の権利の実現とその地位の向上に努める

9)国際的協調

- ・国際的協調の下で障害者施策を推進

10)障害者週間

- ・障害者の社会参加を促進する観点から位置づけ、民間団体等の参画

11)施策の基本方針

- ・社会的な要因を除去する観点から実施、障害者の性別、年齢、障害の状態に配慮、生活の実態や困難さに基づいた支援の提供
- ・権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」を踏まえ実施
- ・施策を講ずるに当たって、障害者等の意見を可能な限り尊重

12)その他

- ・障害者等の参画を得て、障害者基本計画等を策定
- ・差別禁止法制を含む必要な法制上及び財政上の措置を実施
- ・障害者の状況、講じた施策等の概況報告を毎年国会に提出

基本的施策関係

1)地域生活

- ・必要に応じた支援の提供、障害者の地域移行の計画的推進
- ・利用者負担に関して、本人の所得を基礎とすること

2)労働及び雇用

- ・合理的配慮及び必要な支援の提供、生計を立て得る収入と働く機会の確保
- ・多様な就業の場の創出と仕事の確保
- ・障害者雇用義務の対象拡大

3)教育

- ・インクルーシブな教育制度の構築(障害のある子とない子が同じ場で共に学ぶことを原則)
- ・就学先の決定は本人・保護者の意思に反しないことを原則
- ・障害のある子どもに合理的配慮や必要な支援の提供

4)健康、医療

- ・人権を確保しつつ、必要な医療が提供されること
- ・身近なところでの必要な医療や支援サービスの提供
- ・難病等の治療や症状の軽減に係る調査研究の推進

5)障害原因の予防

- ・公衆衛生又は医療施策の一環として実施

6)精神障害者に係る地域移行の促進と医療における適正手続の確保

- ・地域移行の計画的推進、地域社会での自立した生活
- ・医療における適正手続の保障

7)相談等

- ・必要なコミュニケーション手段の提供と身近な地域での相談
- ・相談体制の整備、障害者自身や家族による相談、相談を行う者への必要な研修

8)住宅

- ・地域移行の促進、様々な障害者自らの必要に応じた住宅の確保

9)ユニバーサルデザインと技術開発

- ・ユニバーサルデザインの理念の施策への反映
- ・福祉用具等の研究開発や普及

10)公共的施設のバリアフリー化と交通・移動の確保

- ・地方部におけるバリアフリー化の計画的推進、合理的配慮を確保するための施策

11)情報アクセスと言語・コミュニケーション保障

- ・様々な情報にアクセスし、自ら必要とする多様なコミュニケーション手段等が利用できること
- ・障害の特性に配慮した伝達手段による災害情報の提供

12)文化・スポーツ

- ・様々な文化・スポーツ活動を可能とするための施策

13)所得保障

- ・地域社会で自立した生活ができるための年金、手当等、障害のために追加的に要する負担軽減を図るための施策

14)政治参加

- ・障害の種別や特性に応じた施策
- ・選挙等に係る情報の提供や投票について障害の特性に配慮

15)司法手続

- ・障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保
- ・関係職員に対する障害の理解に関する研修

16)国際協力

- ・外国政府、国際機関又は民間団体等との連携や協力
- ・国際協力事業全般におけるバリアフリー化の促進

推進体制

(国)

- ・中央障害者施策推進協議会及び推進会議を発展的に改組し、障害当事者等が過半数を占める新たな審議会組織を設置
- ・障害者基本計画及び障害者に関する基本的な政策に関する調査審議を行うとともに、施策の実施状況を監視し、必要に応じて応答義務を伴う勧告を実施
- ・改革の集中期間において、制度改革の推進に関する事項についても調査審議
- ・関係行政機関・団体等に対し必要な協力を求め、また委員の適正な待遇を確保(地方)
- ・地方に置かれる審議会組織は、障害当事者等が過半数を占める構成とし、新たに施策の実施状況に関する監視事務を追加

「障害」の表記

- ・法令等では、当面「障害」を使用
- ・改革期間内を目途に一定の結論

障害者基本法の一部を改正する法律案【概要】

障がい者制度改革推進本部（第3回）
（平成23年3月11日）配付資料

総則関係（公布日施行）

1) 目的規定の見直し（第1条関係）

・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する 等

2) 障害者の定義の見直し（第2条関係）

・身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの 等

3) 地域社会における共生等（第3条関係）

「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現は、全ての障害者が、障害者でない者等と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る

- ・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること
- ・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ・全て障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること 等

4) 差別の禁止（第4条関係）

- ・障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- ・差別等の防止に関する啓発及び知識の普及 等

5) 国際的協調（第5条関係）

- ・1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。 等

6) 国及び地方公共団体の責務（第6条関係）

- ・3)から5)までに定める基本原則にのっとり、施策を実施する責務 等

7) 国民の理解（第7条関係）

- ・国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策 等

8) 国民の責務（第8条関係）

- ・国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。 等

9) 障害者週間（第9条関係）

- ・事業の実施に当たり、民間団体等と相互に緊密な連携協力を図る 等

10) 施策の基本方針（第10条関係）

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施
- ・障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。 等

基本的施策関係（公布日施行）

1) 医療、介護等（第14条関係）

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、適切な支援を受けられるよう必要な施策
- ・身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重 等

2) 教育（第16条関係）

- ・年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
- ・調査及び研究、人材の確保及び資質の向上並びに学校施設その他の環境の整備の促進 等

3) 療育（第17条関係）

- ・身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策 等

4) 職業相談等（第18条関係）

- ・多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練 等

5) 雇用の促進等（第19条関係）

- ・国、地方公共団体、事業者における雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
- ・事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理 等

6) 住宅の確保（第20条関係）

- ・地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策 等

7) 情報の利用におけるバリアフリー化等（第22条関係）

- ・円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう必要な施策
- ・災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策 等

8) 相談等（第23条関係）

- ・障害者の家族その他の関係者に対する相談業務 等

9) 文化的諸条件の整備等（第25条関係）

- ・障害者が円滑に文化活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策 等

10) 選挙等における配慮【新設】（第26条関係）

- ・選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策 等

11) 司法手続における配慮等【新設】（第27条関係）

- ・刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策 等

12) 国際協力【新設】（第28条関係）

- ・外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策 等

障害者政策委員会等（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）

国）障害者政策委員会（第30～33条関係）

- ・中央障害者施策推進協議会を改組し、非常勤委員30人以内で組織する障害者政策委員会を内閣府に設置（障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから任命） 等
- ・障害者基本計画の策定に関する意見具申。同計画に関し調査審議し、必要があると認めるときは意見具申 等
- ・同計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは総理又は総理を通じて関係各大臣に勧告 等

- ・関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明等の協力を求めることができる。 等

地方）審議会その他の合議制の機関（第34条関係）

- ・地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加 等

○ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）
（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

目次

第一章 総則（第一条―第十三条）

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための

基本的施策（第十四条―第二十八条）

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的

施策（第二十九条）

第四章 障害者施策推進協議会（第三十条―第三十二

条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及

目次

第一章 総則（第一条―第十一条）

第二章 障害者の福祉に関する基本的施策（第十二条―第二十二條）

第三章 障害の予防に関する基本的施策（第二十三条―第二十六条）

第四章 障害者施策推進協議会（第二十四条―第二十六條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の福祉を増進することを目的とする。

び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

（基本的理念）

第三条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

会が確保されること。

- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（削除）

（削除）

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2| 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3| 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する

2| すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

3| 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（新設）

（新設）

（新設）

啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（国際的協調）

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

（国民の理解）

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

（国民の責務）

第八条 国民は、基本原則にのっとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（削除）

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

（国民の理解）

第五条 国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

2| 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が

(障害者週間)

第九条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

第七条 国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者週間を設ける。

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第八条 障害者の福祉に関する施策は、障害者の年齢及び障害の状態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 障害者の福祉に関する施策を講ずるに当たっては、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 9 (略)

(法制上の措置等)

第十二条 (略)

(年次報告)

第十三条 (略)

第二章

障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

(医療、介護等)

第十四条 (略)

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

4 (略)

(障害者基本計画等)

第九条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 9 (略)

(法制上の措置等)

第十条 (略)

(年次報告)

第十一条 (略)

第二章

障害者の福祉に関する基本的施策

(医療、介護等)

第十二条 (略)

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

4 (略)

5| 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たつては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。

6| 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。

7| (略)

(年金等)

第十五条 (略)

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

(削除)

2| 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を

(新設)

5| 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。

6| (略)

(年金等)

第十三条 (略)

(教育)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2| 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

3| 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極

積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

3| 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

(新設)

(療育)

第十七条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

(新設)

(職業相談等)

第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

(職業相談等)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、その障害の状態に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者に適した職種及び職業に関する調査及び研究を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における

3 国及び地方公共団体は、障害者の地域における作業

作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

第十九条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。

2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

3 (略)

(住宅の確保)

第二十條 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

第二十一條 (略)

2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、

活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者の雇用を促進するため、障害者に適した職種又は職域について障害者の優先雇用の施策を講じなければならない。

2 事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の場を与え、とともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

3 (略)

(住宅の確保)

第十七條 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

第十八條 (略)

2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、

障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。

3・4 (略)

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十二條 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は

障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、社会連帯の理念に基づき、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。

3・4 (略)

(情報の利用におけるバリアフリー化)

第十九條 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し、及びその意思を表示できるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、社会連帯の理念に基

当該機器の製造等に当たつては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

(相談等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

(経済的負担の軽減)

第二十四条 (略)

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(選挙等における配慮)

第二十六条 国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票に

づき、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たつては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

(相談等)

第二十条 国及び地方公共団体は、障害者に関する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

(経済的負担の軽減)

第二十一条 (略)

(文化的諸条件の整備等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者の文化的意欲を満たし、若しくは障害者に文化的意欲を起こさせ、又は障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をし、若しくはスポーツを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(新設)

において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

(司法手続における配慮等)

第二十七条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

(国際協力)

第二十八条 国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策

第二十九条 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しな

(新設)

第三章 障害の予防に関する基本的施策

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害の原因及び予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。

ればならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

第四章 障害者施策推進協議会

（中央障害者施策推進協議会）

- 第三十条 内閣府に、障害者基本計画に関し、第十一条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、中央障害者施策推進協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。

第三十一条（略）

（地方障害者施策推進協議会）

- 第三十二条（略）
- 2 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 2 国及び地方公共団体は、障害の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

第四章 障害者施策推進協議会

（中央障害者施策推進協議会）

- 第二十四条 内閣府に、障害者基本計画に関し、第九条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、中央障害者施策推進協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。

第二十五条（略）

（地方障害者施策推進協議会）

- 第二十六条（略）
- 2 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二・三（略）

3・4（略）

- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により地方障害者施策推進協議会が置かれた場合に準用する。この場合において、第二項中「都道府県に」とあるのは「市町村（指定都市を除く。）に」と、同項第一号中「都道府県障害者計画」とあるのは「市町村障害者計画」と、「第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）」と、第三項中「都道府県」とあるのは「市町村（指定都市を除く。）」と読み替えるものとする。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第九条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二・三（略）

3・4（略）

- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により地方障害者施策推進協議会が置かれた場合に準用する。この場合において、第二項中「都道府県に」とあるのは「市町村（指定都市を除く。）に」と、同項第一号中「都道府県障害者計画」とあるのは「市町村障害者計画」と、「第九条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第九条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）」と、第三項中「都道府県」とあるのは「市町村（指定都市を除く。）」と読み替えるものとする。

○ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）
（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次	目次
第一章 総則（第一条―第十三条）	第一章 総則（第一条―第十三条）
第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策（第十四条―第二十八条）	第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策（第十四条―第二十八条）
第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策（第二十九条）	第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策（第二十九条）
第四章 障害者政策委員会等（第三十条―第三十四条）	第四章 障害者施策推進協議会（第三十条―第三十二 条）
附則	附則
第一章 総則	第一章 総則
（障害者基本計画等）	（障害者基本計画等）
第十一条（略）	第十一条（略）
2・3（略）	2・3（略）
4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。	4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十四条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。	5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

かなければならない。	ればならない。
6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十四条第四項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。	6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
7・9（略）	7・9（略）
第四章 障害者政策委員会等	第四章 障害者施策推進協議会
（障害者政策委員会の設置）	（中央障害者施策推進協議会）
第三十条 内閣府に、障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）を置く。	第三十条 内閣府に、障害者基本計画に関し、第十一条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、中央障害者施策推進協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。
2 政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。	（新設）
一 障害者基本計画に関し、第十一条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。	
二 前号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べること。	
三 障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。	
3 内閣総理大臣又は関係各大臣は、前項第三号の規定	（新設）

による勧告に基づき講じた施策について政策委員会に報告しなければならない。

〔政策委員会の組織及び運営〕

第三十一条 政策委員会は、委員三十人以内で組織する。

2 政策委員会の委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、政策委員会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 政策委員会の委員は、非常勤とする。
(削除)

第三十二条 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十一条 中央協議会は、委員三十人以内で組織する。

2 中央協議会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、中央協議会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた協議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 中央協議会の委員は、非常勤とする。
4 前三項に定めるもののほか、中央協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

(新設)

第三十三条 前二条に定めるもののほか、政策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

〔都道府県等における合議制の機関〕

第三十四条 都道府県(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を含む。以下同じ。)に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

(新設)

〔地方障害者施策推進協議会〕

第三十二条 都道府県(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を含む。以下同じ。)に、地方障害者施策推進協議会を置く。

2 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議

3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。 4 市町村(指定都市を除く。)は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。 一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。 二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。 三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。	三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。 3 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。 4 市町村(指定都市を除く。)は、条例で定めるところにより、地方障害者施策推進協議会を置くことができる。 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により地方障害者施策推進協議会が置かれた場合に準用する。この場合において、第二項中「都道府県に」とあるのは「市町村(指定都市を除く。)」に、同項第一号中「都道府県障害者計画」とあるのは「市町村障害者計画」と、「第十一条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第十一条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)」に、第三項
--	--

	中「都道府県」とあるのは「市町村(指定都市を除く。)」と読み替えるものとする。
--	--